

5 高経第 7 3 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 愛知県豊田市松ヶ枝町三丁目30番地  
ホームックス株式会社  
代表取締役 餅原 幹也

令和5年6月13日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により、次のとおり許可する。

令和5年 6月30日

高浜市長 吉 岡 初 浩 印



取扱一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
取 扱 業 務	収集・運搬
営 業 区 域	高浜市内
許 可 期 間	令和5年 7月10日から 令和7年 7月9日
条 件	<p>1 一般廃棄物が飛散、流出及び地下に浸透しないこと並びに悪臭が漏れないようにすること。</p> <p>2 常に最善の方策のもとに業務を行い、住民等から苦情の無いようにすること。</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（一般廃棄物）及び同法施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）の規定を厳守すること。</p> <p>もし、この条件に違反した場合において警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行ったときは、この許可を取り消し、また期間を定めてその業務を行うことを停止することがある。</p> <p>4 衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦への搬入については、衣浦衛生組合の指示に従うこと。</p>